

門真市市民公益活動支援・協働指針策定委員会

第3回委員会 議事要旨

場 所：門真市立文化会館3階会議室

日 時：平成20年9月8日（月） 午後2時～3時半

出席者：委員会委員（委員：あいうえお順）

委員長 市原昌亮（市民生活部次長）

委 員 清水広大（福祉推進部次長） 白神隆夫（都市建設部次長） 高橋勝保（生涯学習部次長） 野口耕治（環境事業部次長） 西政道（総務部次長） 深野温敬（健康福祉部管理監兼次長） 欠席 下治正和（総合政策部次長）

事務局：門真市市民生活部

野口管理監

地域振興課 柴田課長 脊戸課長補佐 小阪係員

馬場（まちづくりコンサルタント）

1. 開会（事務局）

2. 議 事

「第2回市民公益活動支援・協働指針策定委員会議事要旨」の確認（委員長）

「門真市市民公益活動支援・協働指針（案）」（下記1～3）修正の概要説明（事務局）

1. 公益活動支援及び協働の目的等

1 - 1. 本指針の位置づけ

1 - 2. 公益活動支援及び協働の必要性

1 - 3. 市民公益活動支援や協働の促進による効果

2. 市民公益活動支援及び協働の基本原則

3. 門真市における市民公益活動支援及び協働のあり方

3 - 1. 協働パートナーの現状

3 - 2. 協働の領域（役割分担）

3 - 3. 「協働することが有効な事業」を選択する視点

「門真市市民公益活動支援・協働指針（案）」（下記4～5）の概要説明（事務局）

4. 協働のための環境づくり

5. 協働のための推進体制

< 「4. 協働のための環境づくり」に対する意見の概要 >

・文章の中に「市」と「行政」という両方の言葉が使用されているが、使用に際し使い分けの原則はどのようなになっているか。（委員長）

- ・一般論として使用する場合は、基本的には「行政」とした。門真市そのものを意味する場合は「市」としたが、明確に分けられないところもある。(事務局)
 - ・指針の「協働に関するコーディネイトの場の設置」の中の文章が「市民と市互いが様々な課題を持ち寄り、…」となっているが、「市民と市が互いに様々な課題を持ち寄り、…」とした方がよいと思う。(委員)
 - ・指針の「(4) 庁内体制の充実」の中に、「協働に関する情報は縦割りの状態で共有されていませんでしたが、…」という文書が不明確であるので、「協働に関する情報は縦割りの状態でしか共有されていませんでした。」とした方が明確になると思う。(委員)
 - ・指針の「(4) 庁内体制の充実」の中に、「今後は、総合窓口、部門窓口の相談機能など庁内での役割を明確化し、…」という文章表現があるが、部門窓口の相談機能が強くなると、情報を横断的に集約・発信できなくなる可能性がある。情報を横断的に集約・発信するためには、総合窓口の相談機能を充実させることが必要である。(委員)
 - ・「今後は、総合窓口、部門窓口の相談機能など庁内での役割を明確化し、…」を「今後は、総合窓口の相談機能の充実を図り、…」と修正すれば、本来の目的とする内容に沿うのではと思う。(事務局)
 - ・指針の「市民公益活動団体への支援」に「公共施設使用料や課税の減免措置」とあるが、「課税の減免措置」が、国の法律は別に市として具体的な減免措置方策が考えられないなら、削除した方がよいのではと思う。(委員)
- <「5. 協働のための推進体制」に対する意見の概要>
- ・「市民公益活動 ～ “新たな公” の空間～」のエリアが分かりにくいので、“新たな公” の空間がわかりやすいように図を表現した方がよいと思う。(委員)
 - ・「新たな市民公益活動グループ」が、市の立ち上げ・初動期活動支援により、市民公益活動グループが育っていくイメージが伝わるように図を整理した方がよいと思う。(委員長)
 - ・NPO法人や他の市民活動グループなどが連携するイメージが伝わるように図を整理した方がよいと思う。(委員)
 - ・「その他の市民ボランティアグループ」とあるが、“その他”と表現するとその他に属するグループの活動意欲にも影響することも考えられ、“新たな公”の空間で活動を担う市民活動グループの表現方法について整理をした方がよいと思う。(委員)
 - ・“新たな公”の空間で活動を担う市民活動グループの整理を行い、「協働まちづくり推進に向けた体制」の概念や図を再度整理したい。(事務局)
- ・次回の策定委員会では、本日の意見を踏まえ本日の指針(案)を修正し、指針(案)として最終的なまとめを行いたいと思う。(委員長)
 - ・次回委員会は、9月11日の木曜日、午後2時から市役所別館厚生会会議室において開催を予定している。また、前回依頼した調査票の提出をお願いしたい。(事務局)